

令和6年度 国立市役所地下 1 階食堂跡地における弁当等販売に係る仕様書

1. 使用条件等について

- (1) 販売できる商品は、弁当、おにぎり、サンドウィッチ、パン、総菜等のその場での調理を要しない食品等に限ることとし、市役所来庁者及び市職員を対象として販売してください。
- (2) 販売場所にごみ回収ボックスを設置し、販売した弁当殻等を確実に回収してください。また、市庁舎の給湯室内に販売した弁当殻がある場合についても確実に回収してください。
- (3) 販売スペースを弁当販売、回収目的以外で使用することはできません。また、庁舎内で食品を製造、加工又は調理（加熱やつぎ分けを含む）を行うことはできません。
- (4) 消費税率についてはすべて持ち帰りとなるため、軽減税率が適用され8%となります。
- (5) 販売時間は、準備及び片付けを含めて、市役所開庁日の午前 11 時から午後2時まで（販売については午前 11 時 30 分から午後1時 30 分まで）とします。
- (6) 「販売実績表」を作成し、翌月 10 日までに総務課に提出してください。
- (7) 弁当等販売に関する問い合わせ及び苦情については、事業者の責任において対応してください。
- (8) 災害時や市の都合等により弁当等販売を中止し、または、販売場所を変更する場合があります。

2. 衛生管理について

- (1) 販売スペースには長机を配置しますが、使用前後の清掃及び消毒は事業者で行ってください。清掃用具等は事業者で準備してください。
- (2) 弁当等の販売を行うにあたり、電気、ガス、水道を使用することはできません。
- (3) 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請、届出については、すべて事業者の負担で行ってください。
- (4) 販売にあたっては、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払ってください。また、食中毒等事案発生時には、速やかに総務課に報告するとともに、すべて事業者の責任と負担において対処してください。
- (5) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行ってください。

3. 弁当等の搬入出について

- (1) 弁当等の搬入及び搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げとならないよう配慮してください。

(2) 車両の駐車については、市役所有料駐車場を利用してください。駐車場を利用した場合は、減免措置をいたしますので2階総務課までお越しください。

4. 販売期間について

(1) 販売期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、土・日・祝日は除きます。ただし、状況に応じて変更となる場合は、総務課から連絡します。

(2) 総務課の指示に従わない場合等、本事業の事業者として不適当と認められる場合は、総務課の判断の上、販売事業者としての決定を取り消すことがあります。

(3) 事業者の都合により販売を辞退する場合は、速やかに総務課に連絡してください。

(4) 市の都合により弁当等販売事業を終了する場合は、速やかに各事業者に連絡します。

5. その他

募集要項及びこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、定めるものとします。

以上